

八
かす二とに關する請願(第七五二号)

参議院

一

第七五二号 平成二十九年三月十四日受理
水俣病の全貌解明のため、不知火海沿岸及び阿賀野川流域住民（出身者を含む）の健康調査及び環境調査を行い、今後の水俣病対策にいかすことに関する請願

請願者 東京都福生市
百九十九名 萩森總 外四千九

紹介議員 相原久美子君

この日から六十年の歳月が経過した。また、

してから五十一年が経過した。水俣における環

遅くとも一九五九年には、チツソは、自身の実験により廃水が原因であることを認識していく。

しかし、チッソは、増産に次ぐ増産を行い、
六八年に五井工場(千葉県)での生産体制が整

まで垂れ流し続けた。また、国と熊本県は、こ
そ実を知りながら患者を抑え込み、チツソの増

を擁護し、支援した。昭和電工もしかりであります。正に、チツソ、昭和電工、国、熊本県は、本当に喜びます。二つ二つは、最も

の加害者として同罪である。このことは、量刑判所も厳しく指弾したところである。胎児期に発症した患者の苦しみは今も続いている。

自らの人生を狂わされた無数の患者の苦しみ様である。加害者の責任で被害者に對して補

なされるのは当然のことである。しかしながら水俣病では、発生当初から加害者が患者選別

準をつくり、権威の名の下に補償対象を選別した。しかも、被害を実相より小さく見せる

心の下に行われた。この結果、水俣病の症状が多くの患者が国によって切り捨てられてき

た。切り捨てられた患者は、自主交渉や裁判に立ち上がり、「不当な切捨てを許さない闘い」を続けてきた。糸余曲折はあつたものの、不知火海沿岸及び阿賀野川流域に八万人に近い水俣病患者が存続

（使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 第五十三条第一号及び第二号並びに第五十四条の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）

第五十五条の五 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第五十六条第四号を削り、同条第三号中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。

第五十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条を削る。

第五十六条の三第六項中「第五十六条の三第三項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十六条の二の次に次の二条を加える。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十五条第二項中「使用者は」の下に「、第五十五条の五第一項に規定する場合を除き」を削除する法律の一部改正

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「使用者は」の下に「、第五十五条の三の次に次の二条を加える。（合併及び分割）

第五十五条の四 使用者である法人の合併の場

第五十六条の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用施設等の保全

二 核燃料物質の使用

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならぬ。

(施設の使用の停止等)

第五十六条の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七条の二第一項中「前条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第五十七条の四及び第五十七条の五を次のように改める。

第五十七条の三第一項中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

第五十七条の七第一項中「とき」を「場合に
おいて、第五十五条の四第一項若しくは第五十
五条の五第一項の規定による承継がなかつたと
きは」に、「同条」を「第五十六条」に、「解散した
ときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続
し、若しくは合併により設立された法人の代表
者若しくは死亡したときの相続人」を「解散し、
若しくは死亡した場合において、第五十五条の
四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定
による承継がなかつたときの清算人若しくは破
産管財人」に、「第五十七条の五」を「第五十七条
の三」に改める。

第五十七条の八第一項第一号中「受けた者」の
下に「(第六十一条において「国際規制物資使用
者」という。)」を加え、同条第八項中「代表者」の
下に「若しくは分割により核原料物質の使用に
係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の
代表者」を加える。

第六十条第一項中「措置」の下に「(当該核燃料
物質に政令で定める特定核燃料物質を含むとき
は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必
要な措置)」を加え、同条第二項を削り、同条第
三項中「原子力規制委員会は、防護措置が前項
の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に
違反している」を前項の場合において、原子力
規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置
が同項の技術上の基準に適合していないに、
「特定核燃料物質の防護のための区域に係る措
置の是正、特定核燃料物質を「核燃料物質」に
改め、「その他」の下に「保安又は」を加え、同項
を同条第二項とする。

第六十一条第八号中「若しくは使用者」を「
使用者若しくは国際規制物資使用者」に改め、
同条第九号中「又は使用者」を「、使用者又は国
際規制物資使用者」に改める。

第六十二条第一項第三号中「原子炉設置
者」を「試験研究用等原子炉設置者又は発電用原
子炉設置者」に改め、同項第六号中「旧原子炉設
置」の是正、特定核燃料物質を「核燃料物質」に
改め、「その他」の下に「保安又は」を加え、同項
を同条第二項とする。

第六十一条の五第一項に改める。
第六十一条の九の二第三項中「解散したときは
の清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、
若しくは合併により設立された法人の代表者又
は死亡したときの相続人若しくは」を「解散」、
又は死亡した場合において、第六十一条の五の
二第一項又は第六十一条の五の三第一項の規定
による承継がなかつたときは、その清算人若し
くは破産管財人又は」に改める。

第六十一条の九の四第五項中「解散したとき
の」を「解散し、又は死亡したときは、その」に

めに必要な措置に係る部分に限る。」に改め、「第六十四条の三(第五項)の下に「(特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。)」を加える。

第七十八条第一号の二中「第五十七条第三項」を「第五十六条の四第二項」に、「第六十条第三項」を「第六十条第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第三号中「第五十六条の三第三項」を「第五十七条第三項」に改め、同条第四号中「第五十六条の三第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第八号の二中「第五十一条の十七第一項」の下に「、第五十六

条の四第一項】を加え、「又は第五十九条第四項】を「第五十九条第四項】に改め、「除く。」の下に「又は第六十条第二項【特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。】」を加える。

第七十九条中第四号を削り
第三号の二を第
四号とする。

第八十二条中「十万円」を「二十万円」に改め
る。

第八十三条中「第五十五条第二項」の下に「
第五十五条の五第二項」を加え、「又は第六十一
条の五第二項」を「第六十二条の五第二項又は
第六十六条の五の三第二項」に「五万円」を「十

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一項を次のように改正する。
目次中「第四十三条の三の三十四」を「第四十一条の三の三十五」に、「第五章の二 廃棄の事

〔第五章の一　廃棄の事業に関する規制
第一節 廃棄の事業に関する規制
第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制〕

十四) に、「第五十七条の八」を「第五十七条の七」

必要な事項を定めなければならぬ。

3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針

の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃

止措置実施方針を公表しなければならない。
前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に
関し必要な事項は、原子力規制委員会
規則で定める。

（発行者）

〔廢止規則案於不釗〕
第四十三条の二十六の四 使用済燃料貯蔵事業

者は、その事業を開始しようとするときは、

使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料によ

る汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で

ガ特の廢棄物の他の廃二ガガ制委員会規則で定める使用済燃料の貯蔵の事業の廃止に伴う

措置(以下この章において「廃止措置」とい

う。)を実施するための方針(以下この条にお

にて「廃止措置実施方針」という)を作成し、これを表します。

これを公表しなければならない
廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃

料によつて汚染された物の発生量の見込み、

廃止措置に要する費用の見積り及びその資金

の調達の方法その他の廃止措置の実施に関する事項を定めねばならない。

3 必要な事項を定めなければならぬ
使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置実施方

針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の

廃止措置実施方針を公表しなければならぬ

٦٢٠

前二項は定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会

規則で定める。

第四十三条の二十七第一項中「使用済燃料貯

蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、

使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他
の原子力規制委員会規則で定める措置(以下二

の条及び次条において「廃止措置」という。)を

「廃止措置」に改める。

第五十条の四の二第一項ただし書及び第三項

項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(廃止措置実施方針)

第五十条の四の三 再処理事業者は、その事業を開始しようとするときは、再処理施設の解体、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置(以下この章において「廃止措置」という)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関する必要な事項を定めなければならない。

3 再処理事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前二項に定めるものほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第五十条の五第一項中「再処理施設の解体、その保有する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)」を「廃止措置」に改める。

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制等

第五章の二中第五十一条の二の前に次の節を付する。

第五十一条の二第一項第一号中「超えるもの」の下に「(次号において「第一種廃棄物」という。)」を加え、同項第二号中「前号に規定するもの」を「第一種廃棄物」に改め、「のもの」の下に「(第五十一条の二十四の二第一項において「第一種廃棄物」という。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号中「廃棄物埋設地及びその附属施設(以下「廃棄物埋設」という。)」を「廃棄物理設施」に改め、同項第五号中「放射能」を「第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けようとする者にあつては、放射能」に改め、同項を同条第三項として、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者(以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。)は、同項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設(第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設(廃棄物埋設地及びその附屬施設をいう。以下同じ。)をいう。第五十一条の六第一項及び第五十一条の七第一項において同じ。)において第二種廃棄物埋設を行ふことができる。

第五十一条の五第一項中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条第二項中「第五十二条の二(第二項第一号)」を「第五十二条の二第三項第一号」に改める。

第五十一条の六第一項中「第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設」を「第一種廃棄物埋設施設」に、「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の七第一項中「第五十一条の二第一項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「第五十二条の二(第一項)」に、「第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設」を「第一種廃棄物埋設施設」に、「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条第二項中「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理

事業者は、前項の「を」前項の認可を受けた者は、当該に、「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条第三項第一号及び第二号並びに第四項中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の八並びに第五十二条の九第一項及び第四項中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十二条の九の二の見出しを「〔特定第一種廃棄物埋設施設等の性能の維持〕」に改め、同条中「〔特定廃棄物埋設施設〕」を「〔特定第一種廃棄物埋設施設〕」に改める。

第五十二条の十中「〔特定廃棄物埋設施設〕」を「〔特定第一種廃棄物埋設施設〕」に改める。

第五十二条の十七第一項中「〔特定廃棄物埋設施設〕」を「〔特定第一種廃棄物埋設施設〕」に、「〔第一項若しくは第三項〕」を「〔から第三項まで〕」に改める。

第五十二条の二十四の二第一項中「〔第一種廃棄物埋設事業者〕」を「〔廃棄物埋設事業者〕」は、廃棄物埋設第一種廃棄物埋設にあつては、第二種廃棄物に含まれる原子力規制委員会規則で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに原子力規制委員会規則で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分に限る。第五十二条の二十七第一項において同じ。」の事業のための「に」「ついて」「を」「ついての」に改め、同条第二項中「第一種廃棄物埋設事業者」を「前項の認可を受けた者」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第一種廃棄物埋設事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(廃止措置実施方針)

第五十二条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核

第五十六条第十号中「第五十七条の六第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め 同条第十一号中「第五十七条の六第二項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

(廃止措置実施方針)

第五十七条の四 使用者は、政令で定める核燃料物質による汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める使用の廃止に伴う措置(以下この章において「廃止措置」といふ)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関する必要な事項を定めなければならない。

3 使用者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならぬ。

3 2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条第二項において「廃止措置計画」といいう。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

は、使用者の廃止措置について準用する。」の場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは、「第五十七条の五第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは、「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第五十七条の七第四項中「第五十七条の七第二項」を「第五十七条の六第一項」に、「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の八を第五十七条の七とする。

八とする。
第六十一条第十号中「第四十三条の三の三十一
四第二項」を「第四十三条の三の三十五第二項」
に、「第五十七条の七第二項」を「第五十七条の
六第二項」に、「第四十三条の三の三十四第四
項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第
五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四
項」に改める。

第六十一条の三第一項第六号中「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同条第三項中「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に改め、同条第六号中「第五十七条の八第二項第六号」を「第五十七条の七第二項第六号」に改める。

を^一第四十二条の^二第一項に改める。
第七十条中〔平成二十六年法律第六十八号〕

第七十一条第一項中「第四十三条の三第一項を「第四十三条の二の二第一項」に改め、同条第五項中「第四十三条の二の三十三第三項」を「第五十七条の三の三十四第三項」に、「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第二項」に、「第六十

四十三条の三の三十四第四項を「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に、「第四十三条の三第二項」を「第四十三条の二第二項」に、「第五十七条の八第一項」を「第五十七条的第一項」に改める。

七第三項】を「第五十七條の六第三項】に改め、同條第五号の七中【第四十三條の三の三十四第四項】を「第四十三條の三の三十五第四項】に、「第五十七條の七第四項】を「第五十七條の六第四項】に改め、同條第十三号の九中【第四十三條の三の三十三第一項】を「第四十三條の三の三十二第一項】に改め、同條第二十号中【第五十一條

四第一項」に改め、同条第二十号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第三項第ニ号」に改め、同条第二十一号中「特定廃棄物埋

設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条第二十二号の三の次に次の二号を加え

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許
る。

可を受けないで土地を掘削した者

命令に違反した者 第二四七の二〇「第五一七九の二八

第七十ノ条第二十四号の「中」第五十七条の六第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め、

同条第二十六号中第七十八条の四を第七十九条の四に改める。

第七十八条の四を第七十八条の五とする。
第七十八条の三の次に次の一条を加える。

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反する者は、六月以下の懲役

二项の条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条第五号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改め、同条第十四

号を削る。

二号」を「第五十七条の七第一項第二号」に改め、同号を同条第一号の五と、同号の前に次

同号を同名第一号の上にし 同号の前には
の四号を加える。

—第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録を

し、又は記録を提出しなかつた者
の二 第五十一条の三十一第一項の報告を

せず、又は虚偽の報告をした者

の三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒

検査」という。においては、そのに、「ときには、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項」の下に「又は第一項」を加え、「方法(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を「工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの)を含む。」に、「行われている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第二十八条の三」を「次条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉設置が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研究用等原子炉施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第二十八条の二を削る。

第二十八条の三の見出し中「の性能」を削り、同条中「試験研究用等原子炉施設の性能が」を「試験研究用等原子炉施設を」に改め、「その試験研究用等原子炉施設を」を削り、同条を第二十八条の二とする。

第二十九条の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものの性能」を「定期に、試験研究用等原子炉施設」に、「原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「次項及び第三十七条规定第一項において「定期事業者検査」という。において」を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3

3 試験研究用等原子炉設置者は、定期事業者
検査が終了したときその他原子力規制委員会
規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原
子力規制委員会に報告しなければならない。
第三十一条第一項中「及び第二号」を「、第二
号及び第四号」に改める。

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

る。
3 次に、発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉設施が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後、一つの合意用紙(同様の文書)を提出する。

〔同二十九号〕書の第二十九号に准用するを表すて定め
る輕微な変更をしたものと含む。」に、「行われ
ている」を「行われたものである」に改め、同項
第二号中「その性能が第二十八条の三」を「次条」
に改め、同条に次の一項を加える。

〔第三十九条第一項中の「性質が第二十八条の三〕を「が第二十八条の二〕に改める。
第三十七条第一項中「保安教育」の下に「、使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「試験研究用等原子炉の運転開始」を「試験研究

五
前条第二項第一号の「候補者」を「候補員」に改め、同項第一号の「候補員」を「委員会規則で定める基準に適合するもので
あること」。
第四十三条の三の八第一項中「第十号」を「第
十一号」に改める。

いた後でなければ、その発電用扇子炉試験を行はねばならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行つた場合は、他の原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研

用等原子炉施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

第四百三十三条の三の九の見出し中「工事」を「設計及び工事」に改め、同条第一項中「工事の計画」を「設計」及び「工事の方法その他の工事の計画」(以下この節において「設計及び工事の計画」という。)に改め、同条第二項中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項ただし書中「当該」を「そ

第四十三条の三の十二及び第四十三条の三の十三を次のように改める。
第四十三条の三の十二及び第四十三条の三の十三を次のように改める。

究用等原子炉施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第二十八条の二を削る。

第二十八条の三の見出し中「の性能」を削り、同条中「試験研究用等原子炉施設の性能が」を「試験研究用等原子炉施設を」に改め、「その試験研究用等原子炉施設を」を削り、同条を第二十八条の二とする。

第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。
二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。
第三十七条第五項及び第六項を削る。
第三十九条第五項中「又は第八号」を「、第八

の」に改め、同条第三項第一号中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項第三号を削り、同条第六項中「工事」を「設計及び工事」に改める。
第四十三条の三の十の見出し中「工事」を「設計及び工事」に改め、同条第一項中「工事の」を「設計及び工事の」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「工事」を「設計及び工事」に改める。

第十四十三条の三の十六の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるもの)をいう。以下この条において同じ。」を設置する者を「発電用原子炉設置者」に、「当該特定発電用原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「事業者検査」を「検査」に改め、同条第二項中「第十四条の三の二十四」を「第十四十三条の三の二十一

第二十九条の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「試験研究用等原子炉設置のうち政令で定めるものの性能」を定期に、試験研究用等原子炉設置に、「原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「(次項及び第三十七条规定において「定期事業者検査」という。)において」を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

号又は第九号」に改める。
第四十三条の二第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第四十三条の三の三第一項中「第二十八条の三」を「第二十八条の二」に改め、同条第四項中「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の二」に改める。
第四十三条の三の五第二項に次の一号を加え

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会
規則で定めるところにより、設置又は変更の
工事をする発電用原子炉施設について検査を
行い、その結果を記録し、これを保存しなけ
ればならない。

第四第一項に、「特定発電用原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「特定発電用原子炉施設を設置する者」を「発電用原子炉設置者」に、「特定発電用原子炉施設」を、「発電用原子炉施設」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるとときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第四十三条の三の十六第五項及び第六項を削除

二条の八第三項、第五十五条の二十四の二第一項、第五十五条の二第三項、第五十八条第二項、第五十九条第二項(原子力規制委員会の確認に限る)若しくは第六十一条の二第一項の確認に関する事務に従事する。
第六十七条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官」を「原子力検査官」に改め、同項を同条第三項とする。
第六十八条第一項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 原子力規制委員会は、前項の規定による立ち入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七一条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第二項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第四十三条の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の二第一項及び第三項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十九条第三項並びに第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は「」を削り、「受理した」を「受理し、又は原子弹力規制検査(第六十一条の二の二第一項第三号口又は第四号イ若しくはハ(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)に係るものに限る。)若しくは第六十四条の三第七項の検査(特定核燃料物質の防護のための措置に係るものに限る。)をした」に改める。

第七十五条第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第五十一条の六、第五十一条の二十四の二第二項」を「第十六条の三第三項、第十八条第三項、第四十三条の三の十一第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項、第五十一条の六、第五十一条の八第三項、第五十五条の二二十四の二第二項、第五十五条の二第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項に次の一号を加える。

八 原子力規制検査を受けようとする者
第七章を第十三章とする。

第六十一条の七中「第六十八条第十一項から第十四項まで」を「第六十八条第十項から第十三項まで」に改め、「及び第三項」を削る。

第六十一条の八の二第二項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第三項中「職員」を「当該職員」に改める。

第六十二条の二十三の二第一号中「第六十八条第五项」を「第六十八条第四项」に、「第六十八条规定第十一项若しくは第十二项」を「第六十八条第十一项若しくは第十一项」に改める。

第六十二条の二十三の七第一項中「その職員」を「当該職員」に改める。

第六章の二を第十二章とし、第六章を第十一章

とし、同章の次に次の二章を加える。

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原
料物質を使用する者は、次に掲げる事項につ
いて、原子力規制委員会が行う検査を受けな
ければならない。

一 次に掲げる検査の実施状況

イ 第十六条の三第二項、第二十八条第二
項、第四十三条の三の十六第二項、第四
十三条の十一第二項、第四十六条の二の
二第二項又は第五十一条の十第二項に規
定する定期事業者検査

ハ 第五十五条の二第二項に規定する使用
前事業者検査

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ 第十六条の四、第二十八条の二、第
十三条の三の十四、第四十三条の十、第
四十六条の二又は第五十一条の九の技術
上の基準

ロ 第五十七条の七第四項の技術上の基準

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の
実施状況

イ 第十二条第一項、第二十二条第一項、
第三十七条第一項、第四十三条の二の二
十四第一項、第四十三条の二十第一項、
第五十条第一項、第五十一条の十八第一
項又は第五十七条第一項の認可を受けた
保安規定(これらの規定による変更の認
可があつたときは、その変更後のもの)

ロ 第十二条の二第一項、第二十二条の六
第一項、第四十三条の二第一項、第四十
三条の三の二十七第一項、第四十三条的
二十五第一項、第五十条の三第一項、第
五十一条の二十三第一項又は第五十七条

において「を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第四十六条の二の三を第四十六条の二の二とす。

第四十六条の五第二項中「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

第四十八条第一項第三号中「次条」を「次条第一項に改める。

第四十九条第一項中「の性能が第四十六条の二の二」を「が第四十六条の二」に改める。

第五十条第一項中「保安教育」の下に「、使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「再処理施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものないこと。

二 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第五十条第五項及び第六項を削る。

第五十条の三第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の規定は」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改め る。

第五十条の四の二「第二項第一号」中「第四十五条第三項第一号」を「第四十六条の二」に改め

る。

第五十一条第一項中「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改め、同条第四項中「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第四十六条の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十三条の四第二項に次の一号を加える。

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十三条の五第一項に次の一号を加える。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第四十三条の七第一項中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改める。

第四十三条の八の見出し中「方法」を「計画」に改め、同条第一項中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事(使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)」をしょ

うとする使用済燃料貯蔵事業者」に、「使用済燃料貯蔵施設の」を「当該」に、「使用済燃料貯蔵施設」に改め、同項に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第四十三条の九の見出しを「(使用前事業者検査等)」に改め、同条第一項を次のように改め

る。

使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする使用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第四十三条の九第二項中「においては」を「(次項及び第四十三条の二十第一項において「使用前事業者検査」という。)においては、そのに、「ときは、合格とする」ことを確認しなければならないに改め、同項第一号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「方法(同条第二項又は第五項の規定による変更の認可又

当該」に改め、「使用済燃料貯蔵施設に関する」を削り、「方法」を「計画」に改め、同条第三項第一号中「使用済燃料貯蔵施設に関する」を「その」に、「方法」を「計画」に改め、同項第二号中「に

関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「が第四十三条の十の」に改め、同項第三号を削り、同条第五項中「使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法」を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨」を「する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画」に改め、同項に次のたなし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合、この限りではない。

第四十三条の八第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第四十三条の十を削る。

第四十三条の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「使用済燃料貯蔵施設の性能が」を「使用済燃料貯蔵施設を」に改め、「その使用済燃料貯蔵施設を」を削り、同条を第四十三条の十とする。

第四十三条の十一の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能」を「定期に、使用済燃料貯蔵施設に、一年以上であつて

原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければ」を「検査を行ひ、その結果を記録し、これを保存しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「(次項及び第四十三条の二十第一項において「定期事業者検査」という。)において」を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力

は届出があつたときは、その変更後のもの」を「工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの)を含む。」に、「行われている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第四十三条の十の」を「次条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により使用済燃料貯蔵施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りではない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの)を含む。」に、「行われている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第四十三条の十の」を「次条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときは、遅滞なく、その旨を原子力

規制委員会に報告しなければならない。

「第四十三条の十四第二項中「及び第一号」を「、第二号及び第四号」に改める。

第四十三条の十九第一項中「の性能が第四十条の十の二」を「が第四十三条の十」に改め加える。

第四十三条の二十第一項中「保安教育」の下に「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第四十三条の二十五第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第四十三条の二十六の三第三項第二号中「第四十三条の八第三項第二号」を「第四十三条の十」に改め、同条第六項第三号中「その職員」を「当該職員」に改める。

第四十三条の二十八第一項中「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十一」に改め、同条第四項中「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改める。

第四章の二を第五章とする。
(放射性同位元素等による放射線障害の防止に

関する法律の一部改正)

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改める。

第二十八条第七項中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十一条の二から第三十三条の三まで」に、「別表第六から別表第八まで」を「別表第三から別表第五まで」に、「第二十八条第七項の規定により許可届出使用者」を「前

第四項の」を「第三項の」に改め、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改める。

第三十条第三号中「第四項」を「第三項」に改め

第三十一條の次に次の二条を加える。

(原子力規制委員会等への報告)

第三十一条の二 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む)、届出販売業者、届出販賣業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関する放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第十八条第五項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ)で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会規則で定める事象に応じ同表の下欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる「を「原

子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第八項中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第三十五条第七項中「別表第一の上欄に掲げ

て」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいづれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前

の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる」を「第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第三十六条の二第二項中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第一号中「別表第三の

第三十二条の見出しを「(警察官等への届出)」に改める。

第三十三条第一項中「地震、火災その他の災害が起つたことにより」、「(船舶又は航空機による運搬を含む)」及び「第三項において同じ。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項に改める。

第二十八条第七項中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十一条の二から第三十三条の三まで」に、「別表第六から別表第八まで」を「別表第三から別表第五まで」に、「第二十八

条第七項の規定により許可届出使用者」を「前

第四項の」を「第三項の」に改め、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改める。

第三十条第三号中「第四項」を「第三項」に改め

第三十一條の次に次の二条を加える。

(廃棄に係る特例)

第三十三条の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者が廃棄事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)。以下この条において「原子炉等規制法」という。)第五十五条の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。以下この条において同じ。)にその廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物(これらの物が当該廃棄事業者の工場又は事業所に搬入された場合に限る。)は、この法律、原子炉等規制法その他の政令で定める法令の適用について

は、核燃料物質(原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)又は核燃料物質によつて汚染された物とみなす。

第三十五条第七項中「別表第一の上欄に掲げて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる」を「第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条の三十一中「(次条において「登録申請者」という。)」を削る。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前

の規定により登録の申請をした者」に、「すべ

て」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいづれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第三十六条の二第二項中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第一号中「別表第三の

第四十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第一」に改める。

第四十一条の十六及び第四十一条の十八中「別表第四」を「別表第一」に、「別表第五」を「別表第二」に改める。

第四十一条の二十四中「別表第一」に、「別表第六」を「別表第三」に改める。

第四十一条の二十六中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、「別表第七」を「別表第四」に改める。

第四十一条の二十六中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、「別表第八」を「別表第五」に改める。

第四十一条の二十六中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、「別表第九」を「別表第六」に改める。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前

の規定により登録の申請をした者」に、「すべ

て」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいづれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条の三十二中「登録申請者」という。)を削る。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前

の規定により登録の申請をした者」に、「すべ

て」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいづれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条の三十二中「登録申請者」という。)を削る。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前

の規定により登録の申請をした者」に、「すべ

て」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第三の

令に係る試験研究用等原子炉の運転の」と、同条第五項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七

七十一条第五項」と読み替えるものとする。
前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第二十三条の二第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「外国原

5 み替え
前条の子炉等坦けていフて、前各のは「第
条第三号」と四号」とは「第
とする。

の規定は、この法律の施行の際現に旧原規制法第四十三条の四第一項の許可を受ける者について準用する。この場合においては第一項中「第三条第二項第五号」とある四十三条の四第二項第七号」と、「第四十九」とあるのは「第四十三条の五第一項第一号」と、同条第四項中「第三条第一項」とある四十三条の四第一項」と読み替えるもの

項ただし書、第四十三条の八第一項ただし書、第四十五条第一項ただし書又は第五十一条の七第一項ただし書のみに該当するものに限る。)は、それぞれ新原子炉等規制法第十六条の二第四項、第二十七条第四項、第四十三条の八第五項、第四十五条第四項又は第五十五条の七第四項の規定によりされた届出とみなす。

第七条 新原子炉等規制法第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項

第九号」と、「第四条第二号」とあるのは「第二十一条第一項第四号」と、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣)」と、同条第三項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第一条第

6 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けてゐる者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第二項第五号」とあるのは、「第四十四条第二項第九号」と、「第四条第三号」とあるのは「第四十四条の二第一項第五号」と、

二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請(次項に規定するものを除く)又は旧原子炉等規制法第四条第十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ

項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定は、施行日以後に工事に着手される施設(輸入される施設にあっては、施行日以後に輸入されるもの)に係る検査について適用されし、この法律の施行の際現に工事に着手されてゐる施設(接合をした施設であつて輸入される

五項」と、同条第四項中「第三条第一項の指定を取消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずる」とあるのは「第二十三条の二第一項の許可を取り消す」と、同条第五項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一一条第五項」と読み替えるものとする。

同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第一項第五号」とある

新原子炉等規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定若しくは新原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三の五第五项、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による

ものにあつてはこの法律の施行の際現に輸入されてゐるものとの溶接、輸入される燃料体にあつてはこの法律の施行の際現に輸入されてゐるものに係る旧原子炉等規制法第十六条の三第一項、第十六條の四第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは

⁴ 前条の規定は、この法律の施行の際現に日原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「発電用原子炉に」と、「第三条第二項第五号」とある

る。」
「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとす
る。

許可についてされた申請、新原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十四条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条の七第一項若しくは第

と、「第四条第三号」とあるのは「第四十三条の三の五第一項第十一号」と、「第六第一項第五号」と、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十三条の三の五第一項」と、「事業の」とあるのは「当該届出若しくは命令に係る発電用原子炉の運転の」と、同条第五項中「第七十二条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と読

8 前条第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十二条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「核燃料物質の使用に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第十号」と、「第四条第三号」とあるのは「第五十三条第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、「事業の」とあるのは「核燃料物質の使用の」と、同条第五项中「第六十九条及び第七十一条第六項」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

二項の規定による認可についてされた申請又は新原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七一条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請(当該申請に係る工事がそれぞれ新原子炉等規制法第十六条の二第一項ただし書、第二十七条第一

項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定による検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十一条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定による検査に合格している施設(前項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したもの)を含む)は、それぞれ新原子炉等規制法第十六条の

法律の一部改正)

第十九条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に
関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)
の一部を次のように改正する。

第一条第二号中ヨをタとし、トからカまでを

改め、同条に次の二項を加える。

12 第一項の規定により核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律の規定によ
る許可があつたものとみなされる場合におい
ては、裁定で、核燃料物質又は核燃料物質に
よつて汚染された物による災害を防止するた
めに必要な限度において鉱業権者若しくは
租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定め
ることができる。

13 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物
質によつて汚染された物による災害を防止す
るために定められた事項は、核燃料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規
定の適用については、同法第六十二条の二第
一項の規定により許可に付された条件とみな
す。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第五項第三号及び第六十八条
条の五十四第四項第三号中「第四十三条の三の三
十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二
項」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部
改正)

第二十一条 原子力損害賠償補償契約に関する法
律(昭和三十六年法律第二百四十八号)の一部を次
のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十七条第一項
若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条

チからヨまでとし、への次に次のよう加え
る。

ト 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律(昭和三十二年法律第
百六十六号)第五十一条の三十四第一項

第四十五条第一項中「都市緑地法」を「都市緑地法
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に
の五」を「第五十六条の三」に改める。

12 第一項の規定により核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律の規定によ
る許可があつたものとみなされる場合におい
ては、裁定で、核燃料物質又は核燃料物質に
よつて汚染された物による災害を防止するた
めに必要な限度において鉱業権者若しくは
租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定め
することができる。

13 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物
質によつて汚染された物による災害を防止す
るために定められた事項は、核燃料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規
定の適用については、同法第六十二条の二第
一項の規定により許可に付された条件とみな
す。

(電気事業法の一部改正)

第二十二条 電気事業法(昭和三十九年法律第百
七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十二条の三第一項中「発電用原子炉施設
(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第
五号)に規定する発電用原子炉施設をいう。以下
この条において同じ。」の設置又は変更の工事の
計画」を「設計及び工事の方法その他の工事の計
画(以下この条において「設計及び工事の計画」と
いう。)」に改め、「当該」の下に「設計及び」を
加え、同条第二項中「発電用原子炉施設の設置
又は変更の」を「設計及び」に改め、「当該」の下
に「設計及び」を加え、同条第三項中「第四十三
条の三の十一第一項の規定による検査を受け、
これに合格した」を「第四十三条の三の十一第三
項の規定による確認を受けた原子炉等規制法第
四十三条の三の五第二項第五号に規定する」に
改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「第三十三条の二第一項」を
「第五十七条の七第一項」に改める。

(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する
法律の一部改正)

第二十七条 特定先端大型研究施設の共用の促進
に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部
を次のように改正する。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、
同項第二号の表特定放射光施設の項及び特定中
性子線施設の項中「放射性同位元素等による放
射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元
素等の規制に関する法律」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「第三十三条の二第一
項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第二十四条 登録免許税法の一部を次のように改
正する。

別表第一第六十九号中「放射線取扱主任者」を
「放射線取扱主任者等」に、「若しくは登録定期
講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習

機関若しくは登録特定放射性同位元素防護管理
者定期講習機関に改め、同号(一)から(九)までの
規定中「放射性同位元素等による放射線障害の
防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制
に関する法律」に改め、同号(十)中「放射性同位元
素等による放射線障害の防止に関する法律」を
「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、
(登録定期講習機関の登録)を「登録放射線取

扱主任者定期講習機関の登録(同法第三十八条
の三登録特定放射性同位元素防護管理者定期
講習機関の登録)において準用する場合を含
む。」に改める。

第二十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律
第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項を次のように改める。

五十二 削除

別表第一の百二十二の項を同表の百二十三の項とし、同表の百二十一の項を同表の百二十二の項
とし、同表の百二十の項の次に次のように加える。

百二十一 原子力 規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)による同法第三十五条第二項から第四項までの交付 又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------------	---

(地価税法の一部改正)

第二十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第五十七条の八第一項」を
「第五十七条の七第一項」に改める。

(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する
法律の一部改正)

第二十七条 特定先端大型研究施設の共用の促進
に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部
を次のように改正する。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、
同項第二号の表特定放射光施設の項及び特定中
性子線施設の項中「放射性同位元素等による放
射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元
素等の規制に関する法律」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「第三十三条の二第一
項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第二十四条 登録免許税法の一部を次のように改
正する。

別表第一第六十九号中「放射線取扱主任者」を
「放射線取扱主任者等」に、「若しくは登録定期
講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習

扱主任者定期講習機関の登録(同法第三十八条
の三登録特定放射性同位元素防護管理
者定期講習機関の登録)において準用する場合を含
む。」に改める。

第二十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律
第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項を次のように改める。

二六

第八十条の五を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定中「第八十条の五」を「第八十条の四」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号ト中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第六項中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

一 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
第二条第二項
二 住民基本台帳法別表第一の百二十一の項
三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第一条

四 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十二条

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第三十二条 原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「核燃料物質」の下に「放射性同位元素を加え、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第

六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

平成二十九年四月五日印刷

平成二十九年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C